

平成 2 4 年度
「地域情報化事業導入検討会」
活動成果報告書

2013 年 3 月
地域情報化事業導入検討会

目 次

第1章 検討会の概要	1
1 検討会の目的	1
2 設立の背景	1
3 実施する事業	1
4 体制及び役割分担	1
(1) 実施体制	1
(2) 役割分担	2
第2章 本年度の活動の概要	3
1 本年度の取組み方針	3
2 活動実績	3
3 実施内容	4
(1) 中央省庁等の事業情報の調査	4
(2) 県内フィールド情報の調査	14
(3) 四国ICT推進連絡会	14
(4) 公募事業の採択状況	15
第3章 今後の取組みについて	16
1 本年度の活動・取組みにおける課題及び反省点について	16
2 来年度の活動に向けた取組み方針について	16
付属資料	17
1 活動経過	17
2 体制図	19
3 地域情報化事業導入検討会規約	20

第1章 検討会の概要

1 検討会の目的

地域が抱える課題の解決につながる情報システムの導入に向け、大学や高知県、市町村、民間事業者が連携し、情報収集や企画提案等の自発的な活動を行うことによって、高知県における地域の情報化を推進することを目的とする。

2 設立の背景

高知県では、平成9年度から産学官が連携を図り、全国に先駆けた情報化への取り組みを実施し、先導的な国等のモデル事業の導入を図ってきた。

しかしながら、その後、他県においても情報化に向けた取り組みが積極的に行われるようになるにつれ、事業の導入が難しくなってきた。また、対象となるシステムの意味合いも、実験的なものから、実際に活用される、ニーズに基づいたシステムの構築が求められるようになってきた。

これらに対応するため、平成18年4月に産学官が連携し、「地域情報化事業導入検討会」（以下、「本検討会」という。）が設立された。

3 実施する事業

本検討会の目的を達成するため、以下の事業を実施する。

- (1) 地域におけるニーズ、課題、特徴的な活動団体等に関する情報収集
- (2) 中央省庁等におけるモデル事業等に関する情報収集
- (3) 新しいICT技術に関する情報収集
- (4) モデル事業等の公募要領に基づく企画提案書の検討
- (5) 事業フィールド等、関係者間の調整

4 体制及び役割分担

(1) 実施体制

本検討会の構成メンバーは、高知県から協力依頼をした高知工科大学、公募により決定した会員企業及び高知県情報政策課とする。

本検討会の実施体制のイメージを図1-4-1に示す。

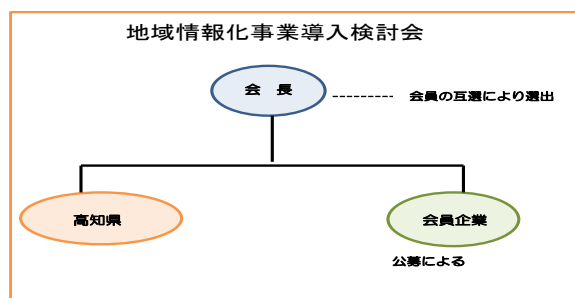


図1-4-1：実施体制イメージ

(2) 役割分担

本検討会での活動を行うにあたり、以下のとおり役割分担を行う。

会長

- ・参考となる I C T 技術情報等の活用や取組みに関するアドバイス
- ・企画提案を進める際の会員企業、高知県などからの相談に対するアドバイス

高知県（情報政策課）

- ・地域の情報収集、国等予算の情報収集及び会員企業への提供
- ・関連情報の整理やフィールド調整、国等との調整
- ・その他検討会の運営に関わる事務局業務全般

会員企業

- ・会員企業個々の持つネットワークを活用した事業情報の収集
 - ・各会員の得意分野での企画提案協力
- ただし、提案は会員企業の裁量に任せた随時とする

役割分担に合わせた活動イメージを図 1-4-2 に示す

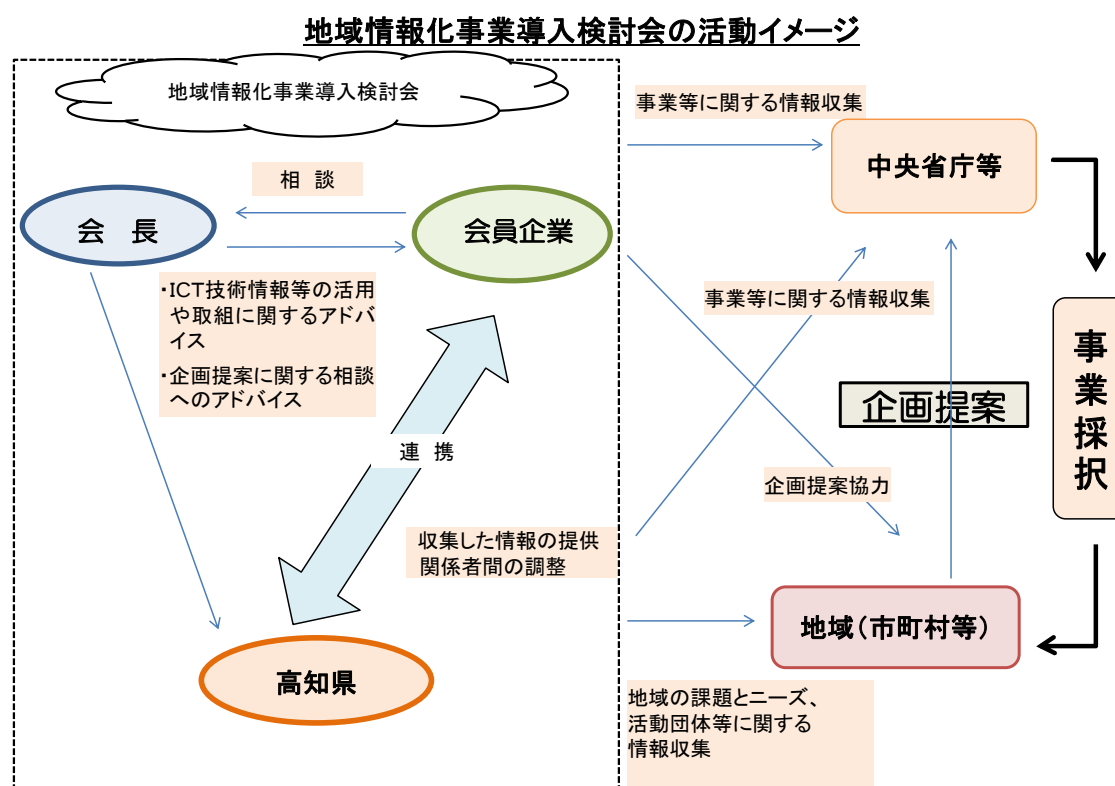


図 1-4-2 : 活動イメージ

第2章 本年度の活動の概要

1 本年度の取組み方針

本検討会の平成24年度の活動は、以下の3点を中心に実施することとした。

- (1) 国等の事業を導入して地域の情報化を推進することにより、地域の活性化や県民生活の利便性向上などを図る。
- (2) 集落調査で得られた地域のニーズや課題に基づき、その対策として有効かつ効果的なICTの利活用について、国等への事業提案を行うとともに、予算化に向けた支援を行う。
- (3) 平成23年度に設立された「四国ICT推進連絡会」において、超高速ブロードバンド整備及びICTの利活用施策の検討及び情報収集を行う。

2 活動実績

- ・平成24年度の活動実績を図2-2-1に示す

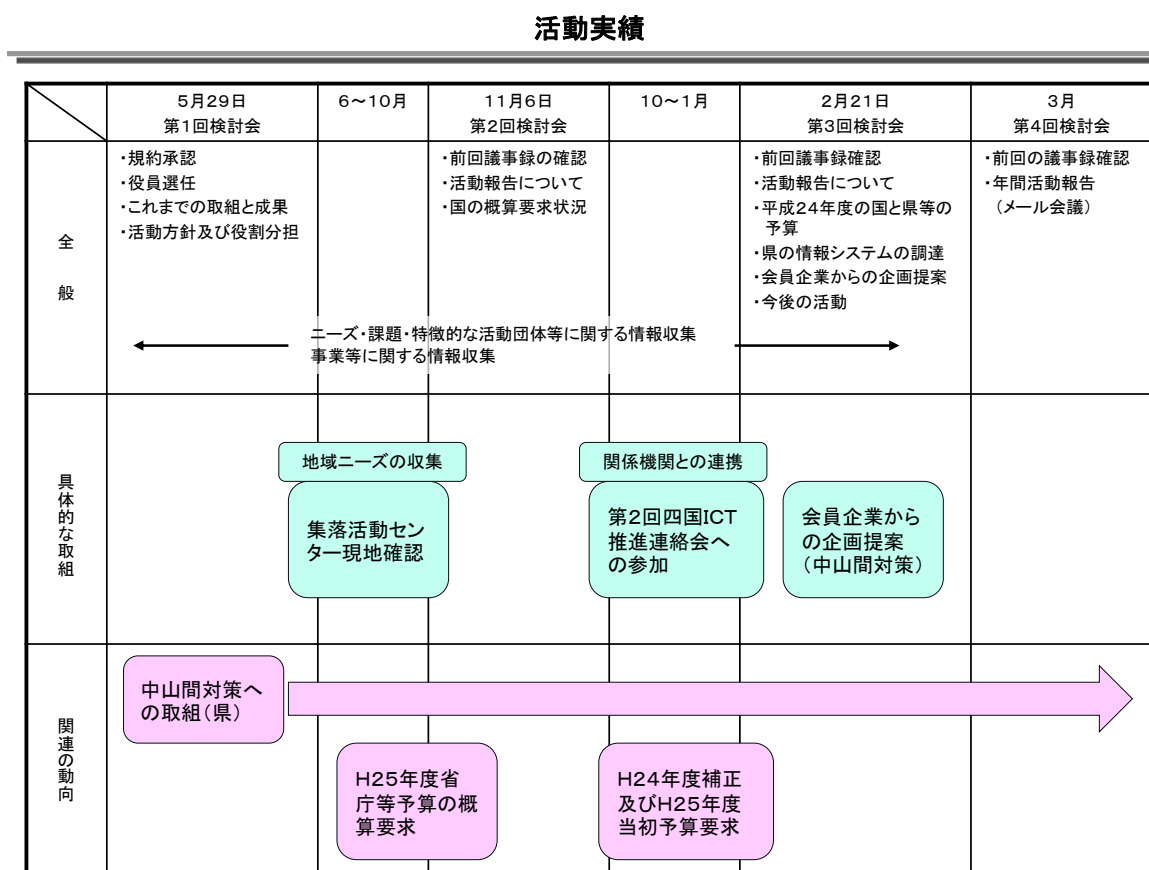


図 2-2-1：活動実績

3 実施内容

(1) 中央省庁等の事業情報の調査

本検討会では、各中央省庁等における事業の中から、本県の抱える課題の解決につながる事業の情報収集を行った。

(ア) 総務省の事業

平成24年度当初予算、平成24年度補正予算及び平成25年度当初予算に盛り込まれた施策のうち、本検討会の取組みと合致すると思われる事業について検討を行った。

事業名	情報通信利用環境整備推進交付金（「光の道」整備推進事業）
事業概要	超高速ブロードバンド未整備地域であって、当該地域に条件不利地域（過疎、辺地、山村、離島等）を含む箇所を整備する地方公共団体に対して、事業費の一部を支援する。 これにより整備されるインフラの利用を促進するため、医療、健康福祉、教育等の公共アプリケーションの導入を前提とする。 2015年を目途に、超高速ブロードバンドの利用可能率を100%とすることを目標とする。
事業主体	市町村又はその連携主体
担当部局	総合通信基盤局 高度通信網振興課
予算額	19億円（平成24年度） <参考>8億円（平成25年度当初）
イメージ	ブロードバンドの普及促進・利用環境の整備 ■ 超高速ブロードバンド基盤の整備の推進 超高速ブロードバンドの利活用向上を念頭に置き、その基盤整備を実施する地方公共団体等に対し、事業費の一部支援等を実施。 超高速ブロードバンド基盤の整備推進 現状 2015年頃目標 超高速ブロードバンド利用可能率 約97% 100% 情報通信利用環境整備推進事業のイメージ （電気通信事業者の局舎） 公共施設（学校、医療機関等） 超高速ブロードバンド 無線も活用 一般世帯
備考	

事業名	過疎地域等自立活性化推進事業
事業概要	過疎市町村等が行う先進的・独自性・創造性のあるソフト事業を幅広く支援するための交付金事業 具体的には、産業振興（スモールビジネス振興）、生活の安心・安全確保対策、集落の維持・活性化対策、移住・交流・若者の定住促進対策、地域文化伝承対策、環境貢献施策の推進等のソフト事業が対象 ○1事業あたり、1,000万円を交付
事業主体	過疎地域市町村等
担当部局	自治行政局 過疎対策室
予算額	3億円（平成24年度） ＜参考＞過疎集落等自立再生対策事業と合わせて 3.5億円（平成25年度）
事業イメージ	○ 事業イメージ図 <pre> graph TD A[事業提案書を提出（地方公共団体→総務省）] -- 申請 --> B[実践者等を構成員とした評価委員会が事業審査（目利き）し、その結果を参考に決定] B -- 交付 --> C[過疎地域における喫緊の諸課題に対応した取組] C -- 成果 --> D[過疎地域における諸課題の解決] C --> E[ヒアリング・アンケート等] C --> F[課題の把握・整理] C --> G[対応策の検討] C --> H[実証実験] C --> I[報告書] </pre> 事業提案書を提出（地方公共団体→総務省） 申請 実践者等を構成員とした評価委員会が事業審査（目利き）し、その結果を参考に決定 交付 過疎地域における喫緊の諸課題に対応した取組 ヒアリング・アンケート等 → 課題の把握・整理 → 対応策の検討 → 実証実験 → 報告書 成果 過疎地域における諸課題の解決
備考	

事業名	ＩＣＴ街づくり推進事業
事業概要	「ＩＣＴを活用した街づくりとグローバル展開に関する懇談会」の報告書が示した「ＩＣＴスマートタウン」先行モデルの実現を図るため、ＩＣＴを活用した新たな街づくりについて検証するための実証プロジェクトを委託により行うもの。 <公募する事業> ①地域実証プロジェクト 国内地域において、「ＩＣＴスマートタウン」の基本機能（※）を有するＩＣＴシステムを活用し、街の防災・減災機能の向上、地域の抱える課題の解決、経済の活性化・雇用の創出等の期待される効果に対するシステムの定量的評価、システムの利活用にかかる課題の明確化を行う事業 ※基本機能 ア 平時のＩＣＴ利活用と緊急時、災害時における防災、減災機能の発揮 イ 共通ＩＤ等によるリアルタイムデータや行政保有データ等のビックデータの利活用 ウ ＩＣＴインフラ基盤やインターフェースの確保による住民参加 エ 将来的な発展性や拡張性の確保 オ 明確な街づくり戦略の下での民産学公官の連携体制 ②国際実証プロジェクト 「ＩＣＴスマートタウン」の基本機能を有するＩＣＴシステムを活用し、街の防災・減災機能の向上、地域の抱える課題の解決、経済の活性化・雇用の創出等の期待される効果に対するシステムの定量的評価、システムの利活用にかかる課題の明確化を行う事業であって、ＡＳＥＡＮ地域をはじめとする海外地域への展開を念頭に置き、当該地域と連携して日本国内で行う事業 ○委託金額：１提案あたり１．５億円以下
事業主体	民間法人（法律に基づき設立された法人又は非営利団体）、地方公共団体、独立行政法人、大学、高等専門学校等又はそれらからなるコンソーシアム
担当部局	情報通信国際戦略局 情報通信政策課
予算額	ＩＣＴを活用した新たな街づくり実現のための環境整備全体で 27.4 億円
備考	

事業名	地域経営型包括支援クラウドモデル構築事業開発実証
事業概要	地方公共団体において、公共部門のみならず民間事業者や住民との連携が必要となる行政分野を対象に、様々な主体が活用できる新たなシステムインフラを整備する「地域経営型包括支援クラウドモデル」を構築し、住民サービスの向上や業務効率化を図ることを目的とした実証を行う。 <委託事業の内容> ①連携基盤プラットフォームの開発 ②連携基盤プラットフォームの導入 ③地域クラウド型アプリケーションの開発・構築 ④自治体共通アプリケーションの開発・構築 ○1事業あたりの事業額 全事業実施団体の場合はおおむね3億円 一部事業実施団体の場合はおおむね1～2億円程度
事業主体	地方公共団体
担当部局	自治行政局 地域情報政策室
予算額	10億円（平成24年度補正）
備考	

(イ)財団法人地方自治情報センターの事業

財団法人地方自治情報センターが実施する助成事業のうち、本検討会の取組みに合致すると思われる事業について、検討を行った。

事業名	自治体クラウド・モデル団体支援事業
事業概要	自治体クラウドを促進するため、クラウド化に取り組むモデル団体を選定し、その取組み過程や成果事例を通じて、クラウド化への移行に係る諸問題を明らかにし、その解決手段等を示すことにより、クラウド化への取組みを容易にするとともに、開発関係経費等の初期費用の負担軽減を図るため事業を実施する。 ※自治体クラウド：クラウドコンピューティング技術等を活用して、地方公共団体の基幹系業務システムを複数団体に共同利用すること、と定義
事業主体	基幹系業務システムの集約及び共同利用の実運用等に向け自治体クラウドの構築に取り組む市町村 複数市町村でグループを形成し、代表となる市町村が提案
助成金	1グループの上限を、3,000万円とし、4グループに助成
助成期間	当該団体の事業が平成25年度以降にまたがる場合であっても平成24年度に係る経費のみが助成の対象となる。
備考	

事業名	コンビニ交付モデル団体支援事業
事業概要	地方自治情報センターが提供するＩＣカード標準システムを活用した住民基本台帳カードの多目的利用方策として、コンビニ交付への参加を行い、住基カードの普及促進、市町村の閉庁時におけるサービス提供、既存カードの統合等を一体的に実施することにより、「住民サービスの向上」「住民の利便性の向上」「市町村事務の効率化」を図る市町村に対して経費の一部を助成する。
事業主体	平成24年度内に必要なシステム整備を行い、平成25年度末には、住基カードの高い普及率の実現に向けて、有効な取組みを計画する市町村
助成金	上限400万円（助成割合1／2）
助成期間	平成24年度末まで なお、平成25年度以降もコンビニ交付サービスは継続して実施すること。
備考	

(ウ) 財団法人地域活性化センターの事業

財団法人地域活性化センターが実施する助成事業のうち、本検討会の取組みに合致すると思われる事業について検討を行った。

事業名	公共スポーツ施設等活性化助成事業
事業概要	公共スポーツ施設等の有効利活用を促進するためにその管理運営に創意工夫を凝らして実施するモデル的な事業に対する支援を行うことを目的として助成事業を行い、地域スポーツの振興と地域の活性化を推進する。 ①システム整備事業 助成対象施設の有効利活用を促進するために実施される効果的・効率的な利用システムを新規に整備するもの又は抜本的見直しを行うもの。 ②ソフト事業 システム整備事業に付随し実施される、地域スポーツ活動を推進するためのソフト事業又は健康増進に資するためのものソフト事業
事業主体	市区町村、広域連合、一部事務組合及び地方自治法の規定に基づき設置された協議会
助成金	上限 500 万円 (システム整備事業とソフト事業を併せて実施する事業を含む。ただし、その場合のソフト事業については 100 万円を上限)
助成期間	1 年以内とし、助成金の交付決定があった年度に事業を完了するものとする。
備考	【事業のポイント】 「システム整備事業」については、次のような事項について、創意工夫を凝らした管理運営を行うことにより、地域住民の利便性の向上、利用者数の増大、利用率の向上等に資するものを想定 (1) 公共スポーツ施設の予約システム導入による利便性・利用率の向上 (2) 広域的な施設間のネットワーク化・施設情報の提供等による利用率の向上 (3) 利用料支払方法の簡便化(券売機、交通系 IC カード等)による利便性の向上 (4) 入館管理システム導入による施設利用ポイント制度を活用した利用者の向上 【助成の対象外となる施設】 公民館、コミュニティセンター、文化会館等の文化施設 学校体育施設

(エ) 財団法人地域総合整備財団（ふるさと財団）の事業

財団法人地域総合整備財団が実施する助成事業のうち、本検討会の取組みに合致すると思われる事業について検討を行った。

事業名	eー地域連携推進事業
事業概要	地域再生のためには、地域の情報発信による観光客をはじめとする交流人口の増加が有効とされているが、ニーズの多様化が進展する中、行政だけではなく、企業、地域住民、地域再生に取り組んでいる大学やNPO等が「広域連携もしくは公民連携」によって、多様な観点から多角的な情報を提供することが重要である。 ICTを活用した、①地域にとらわれないテーマによる市区町村の連携、②地域における行政、企業、地域住民、地域再生に取り組んでいる大学やNPO等の連携、による情報発信の仕組みについて支援する。 <助成対象経費> (1) コンテンツ整備・ICT環境整備等に要する経費 (2) 協議会設立・運営等の調整・支援に要する経費 等
事業主体	市町村
助成金	1件あたり助成上限額600万円以内（助成対象経費の3分2以内）
助成期間	平成24年4月1日～平成25年2月21日
イメージ	<eー地域連携推進事業の連携パターン> The diagram illustrates cooperation patterns in the tourism field across three municipalities: A Town (A町), B Village (B村), and C City (C市). It is organized into a grid with sectors on the vertical axis: Administration/Public Institutions (行政、公共機関), Universities/Education/Research (大学、教育/研究機関), NPOs/Enterprises (NPO、企業等), and Individuals/Volunteer Groups (個人、任意団体). A red dashed circle labeled '<連携範囲>' (Cooperation Scope) encompasses A Town's town hall (A町役場), AB Tourism Association (AB観光協会), and Aichi University (県立大学). Green arrows labeled '<支援>' (Support) point from C City to B Village, specifically to a tourism ranch (観光牧場), a product company (物産企業), and a chef/patisserie (シェフ/パティシエ). Other entities like a content creation NPO (コンテンツ作成NPO), a designer (デザイナー), a planning company (企画会社), and a logistics company (物流会社) are also shown within the grid.
備考	

(オ) 高知県の事業

高知県が実施する事業のうち、本検討会の取組みに合致すると思われる事業について検討を行った。

事業名	地域支え合い体制づくり事業（高知県高齢者福祉課）
事業概要	自治体、住民組織、特定非営利活動法人、社会福祉法人、福祉サービス事業者等との協働により、見守り活動チーム等の人材育成、地域資源を活用したネットワークの整備、先進的・パイロット的事業の立ち上げ等、地域の日常的な支え合い活動の体制づくりの推進を図る。 ＜該当可能な事業＞ ・地域における要援護高齢者等に関する情報の整備（要援護者マップ）と活用 ・徘徊・見守り SOS ネットワークの構築
事業主体	市町村等
担当部局	高知県地域福祉部高齢者福祉課
補助限度額	1事業 500万円以内
イメージ	＜地域支え合い体制づくり事業＞ 自治体、住民組織、NPO、福祉サービス事業者等との協働(新しい公共)により、見守り活動チーム等の人材育成、地域資源を活用したネットワークの整備、先進的・パイロット的事業の立ち上げ支援など、日常的な支え合い活動の体制づくりの立ち上げに対するモデル的な助成を行う。 【事業内容(例)】 1 地域の支え合い活動の立ち上げ支援 (1) 新規事業の立ち上げ支援 ・ NPO等が実施する地域における高齢者等への支援を目的とする取組み等、先駆的・パイロット的事業の立ち上げ支援 ・ 介護支援ボランティア等の新たな仕組みの導入支援 (2) 連携体制の構築 ・ 地域における要援護高齢者等に関する情報の整備(要援護者マップ)及び活用 ・ 徘徊・見守り SOS ネットワークの構築(警察などの公的機関、交通関係機関や生活に身近な事業者等が参加するネットワーク構築のための推進会議の設置、幅広く市民を対象とした徘徊・見守り協力員の育成) 等 【主な対象経費】委員会経費、調査研究経費、事業の立ち上げに係る経費(賃金、備品費等)等 2 地域活動の拠点整備 ・ 世代間交流の場や高齢者の生きがい活動拠点の整備 ・ 家族介護者の協議会設置等、家族介護者によるネットワークや家族介護者支援の拠点の整備 ・ 訪問介護と訪問看護、在宅支援診療所等が緊密な連携の下でのサービス提供や情報共有のためのネットワークやシステムの整備 等 【主な対象経費】委員会経費、拠点整備のための改修に係る経費(改修費、備品費等)等 3 人材育成 ・ 見守り活動チーム等の育成 ・ 介護福祉士等の有資格者のうち、一定期間離職した者(潜在的ホームヘルパー)に対する研修 等 【主な対象経費】委員会経費、研修開催経費(謝金、旅費、借上費等) 等 ＜参考＞事業実施までの流れ <pre> graph TD A[厚生労働省] -- 交付 --> B[都道府県] B -- 事業の提案 --> C[市町村] C -- 助成・補助等 --> D[事業者等] B -- 資金の交付 --> C C -- 事業の提案 --> B </pre> 厚生労働省 ・ 交付額は、都道府県の65歳以上高齢者数等に基づき算定 都道府県 ・ 介護基盤緊急整備等臨時特別基金 ・ 補助率10/10 ・ 都道府県が認めた額(市町村から提案された事業内容を踏まえ、所要額を市町村に交付) ・ 都道府県が自ら実施することも可 市町村 ・ 事業を効果的に組み合わせ ・ 市町村は自ら実施又は補助・委託等 事業者等
備考	

事業名	高知県集落活動センター推進事業（高知県中山間地域対策課）
事業概要	人口減少や高齢化が進む本県において、集落機能の維持や地域活動の担い手確保等の課題を抱える集落が、集落同士の連携等により地域の再生や自立の仕組みづくりを行う取り組みの促進を図り、中山間を支える絆のネットワークを構築するための経費に対して補助する。 【集落活動センター整備事業】 地域の課題解決に向けて取り組む集落活動センターの初期投資に係るハード又はソフト事業 ①ハード事業：拠点となる施設の整備や改修、機械設備や車両の購入等 ②ソフト事業：集落活動センターで実施する事業に必要な経費（維持管理費を除く）
事業主体	市町村及び集落、地域団体、NPO法人等
担当部局	高知県産業振興部中山間地域対策課
補助限度額	1箇所あたり 1,000万円 最大3年度
備考	

事業名	津波避難対策推進事業（高知県南海地震対策課）
事業概要	南海地震による大津波で浸水が予測される地域において、避難計画の策定等を行う「知る」対策、情報を伝達する防災行政無線の屋外子局等を整備する「伝える」対策及び避難困難地に津波避難タワー等を整備する「避難する」対策を一体的に行い、津波から県民すべての生命を守る津波避難対策を加速的に進めるため、市町村が行う事業に対する経費に対して補助する。
事業主体	市町村
担当部局	高知県危機管理部南海地震対策課
補助限度額	予算の範囲内 補助率3分の2以内
備考	

事業名	高知県みんなで備える防災総合補助金（高知県南海地震対策課）
事業概要	住民一人ひとり及び地域ぐるみで支え合う自主的な地域防災対策を総合的に推進し、災害に強い人づくり及び地域づくりを目指すことを目的として事業を実施する場合に補助金を交付する。 （１）自主防災組織活動支援事業 （２）地域防災体制整備支援事業 （３）地域防災施設整備事業
事業主体	市町村
担当部局	高知県危機管理部南海地震対策課
補助限度額	補助限度額 一市町村あたり 2,000万円 補助率2分の1以内
備考	

(2) 県内フィールド情報の調査

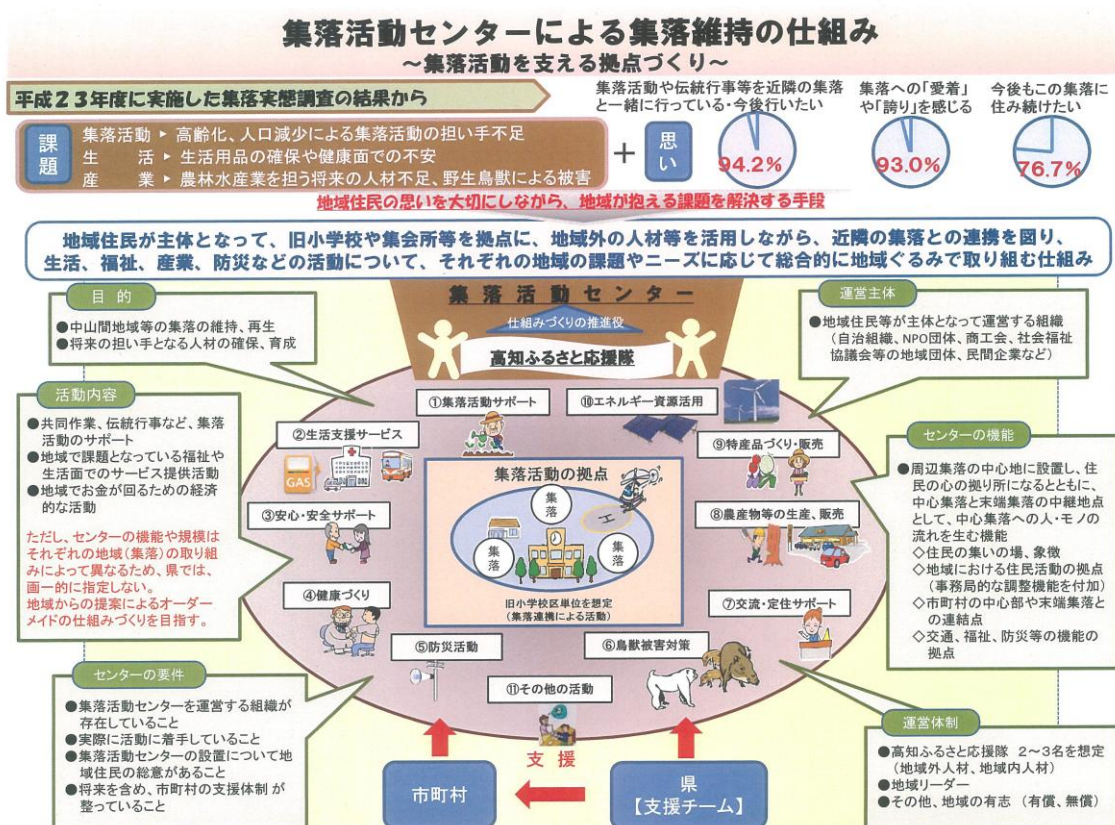
地域の課題等の情報を収集し、本検討会からの事業提案を検討するため、今年度、県が重点的に取り組んでいる中山間対策の一つとして、今後10年間で130ヶ所開設予定となっている集落活動センターについて、平成24年度開設地区（開設予定地区含む）を現地確認し、今後、取り組んでいきたい活動内容など、ニーズの確認や事業の進捗状況などの確認を行った。

また、市町村や関係団体に対し、本検討会の活動（支援）内容について周知・広報するとともに、検討会会員に対し、国等の事業の公募に合わせてメール等で情報提供を行った。

(ア) 地域の課題・ニーズについて

「集落活動センターの取組み」

平成23年度に実施した集落調査で明らかになった様々な課題を解決するための手段の一つとして集落の支え合い活動の拠点づくりとしての取組み。



(イ) 会員企業による企画提案について

集落活動センターを支援する取組みや中山間対策としての取組みに活用できるビジネスモデルの提案を会員企業に依頼したところ、4件の提案があった。

提案のあったビジネスモデルを参考に、集落活動センターの活動モデルを検討する。

- ① ICTサービス利用促進事業（シニア向けスクール事業）
- ② 土佐ツーリズム
- ③ デマンド交通システム、緊急時映像配信システム、遠隔医療クラウドシステム、光BOX+を活用したソリューション
- ④ 農・耕地等の諸制度向け相互支援管理システム

(3) 四国ICT推進連絡会

平成24年1月に設立された「四国ICT推進連絡会」は、四国の情報通信関係機関17団体がICTの利活用や情報通信政策についての情報を交換する連絡会であり、「地域情報化事業導入検討会」は、高知県部会として位置付けられている。

当該連絡会と連携し、先進的なICTの利活用策の検討や情報収集を行っていくこととする。

四国ICT推進連絡会の組織

四国ICT推進連絡会（親会）

【目的】

連絡会は、四国全域におけるICTの利活用及び超高速ブロードバンド整備を推進するため、国、地方自治体、電気通信事業者等が協働して、具体的な方策や取組みについて検討する

【役割】

- 1 四国におけるICT利活用（電波の利活用含む）を推進するための支援、方策検討を行う
- 2 （全国レベルの推進体制が示す方向性を踏まえ）四国における超高速ブロードバンド整備に向けた支援、方策検討を行う
 - ・ 四国管内におけるブロードバンド整備状況・整備計画の把握
 - ・ 四国の実情等を考慮した超高速ブロードバンド整備方策の検討

【構成】

会 長：情報通信部長

構 成：四国総合通信局、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、e-とくしま推進財団、かがわ情報化推進協議会、愛媛県IT推進協会、地域情報化導入検討会（高知県）、

（ほか、各県自治体、電気通信事業者、日本ケーブルテレビ連盟四国支部、関係団体等、参加を希望する団体）

事務局：四国総合通信局 電気通信事業課 情報通信振興課 企画調整課

徳島県部会

香川県部会

地域部会

愛媛県部会

高知県部会

【役割】 連絡会の示す取り組み方向性を踏まえ、地域における次に掲げる事項について取り組む

- 1 地域の実情等を考慮したICT利活用（電波の利活用含む）を推進
- 2 地域の実情等を考慮した超高速ブロードバンド整備を推進
 - ・ブロードバンド整備状況・整備計画の把握
 - ・超高速ブロードバンド整備のため支援や取組を検討

【構成】

部会長：各県情報政策担当課長補佐等

部会員：四国総合通信局、県、各県関係団体、参加を希望する市町村、電気通信事業者、ケーブルテレビ事業者、（各県の事情に応じ、部会員の構成は各県が検討する）

事務局：各県情報政策担当課、四国総合通信局

(4) 公募事業の採択状況

平成24年度に本検討会会員が提案書の作成支援を行った事例はなし。

第3章 今後の取組みについて

1 本年度の活動・取組みにおける課題及び反省点について

本検討会では、平成18年度の立ち上げ以降、全額国費等のICT利活用事業を、市町村などが導入することを支援してきた。しかしながら、事業仕分けや、東日本大震災の復興対策などの影響もあり、それまで活用してきた国等の事業も廃止されたため、それまでと同様の事業展開を続けることが困難となっている。

本年度は、国の事業だけではなく、県が重点的に取り組んでいる中山間対策や防災対策などの事業への提案なども検討してきたが、平成24年度に本検討会会員が提案書の作成支援には至らなかった。

今後も引き続き、国等の事業の導入に加え、県の政策とも連携した事業の提案など、本県が抱える様々な課題の解決に向けた新たな取組みの検討を行っていくことが必要であると考えられる。

2 来年度の活動に向けた取組み方針について

高知県では、平成23年度に実施した集落調査の結果を受けて、中山間対策に重点的に取り組んでいるところである。平成24年度は、県内に7カ所の集落活動センターを設置、今後も10年間で130カ所設置予定であり、見守り支援や移動手段の確保に向けた取組みなどが展開される予定であることから、本検討会では、こうした事業の推進に有効かつ効果的なICTを利活用した事業提案を、国の事業の情報収集も行いながら検討していくこととする。

また、市町村等に対して本検討会の取組みの周知活動を強化し、地域の課題・ニーズ等に関する情報収集に努める。

付属資料

1 活動経過

第1回地域情報化事業導入検討会

- ・ 日 時：平成 24 年 5 月 29 日（火）15:00～16:20
- ・ 場 所：高知県立県民文化ホール 4F 第6多目的室
- ・ 出席者：高知工科大学、株式会社インフォマティクス、有限会社W i t h
株式会社S T N e t、カシオ計算機株式会社
株式会社高知電子計算センター、高知ケーブルテレビ株式会社
西日本電信電話株式会社、株式会社日立製作所、高知県
- ・ 議 事
 - 1 平成 24 年度規約（案）について
 - 2 役員選任
 - 3 検討会のこれまでの取組みと成果
 - 4 今年度の活動方針及び活動スケジュールについて
 - 5 その他

第2回地域情報化事業導入検討会

- ・ 日 時：平成 24 年 11 月 6 日（火）15:00～16:55
- ・ 場 所：高知城ホール 2F 中会議室
- ・ 出席者：高知工科大学、株式会社S T N e t
関西ブロードバンド株式会社、カシオ計算機株式会社
株式会社高知電子計算センター
高知ケーブルテレビ株式会社、四国情報管理センター株式会社
西日本電信電話株式会社、富士通株式会社
総務省四国総合通信局、高知県
- ・ 議 事
 - 1 第1回地域情報化事業導入検討会の議事録の報告
 - 2 地域情報化事業導入検討会のこれまでの取組みについて
 - 3 四国総合通信局からの説明
 - － 1 平成 2 5 年度総務省概算予算要求関係
 - － 2 セミナー・講演会・イベント等のご案内
 - 4 その他

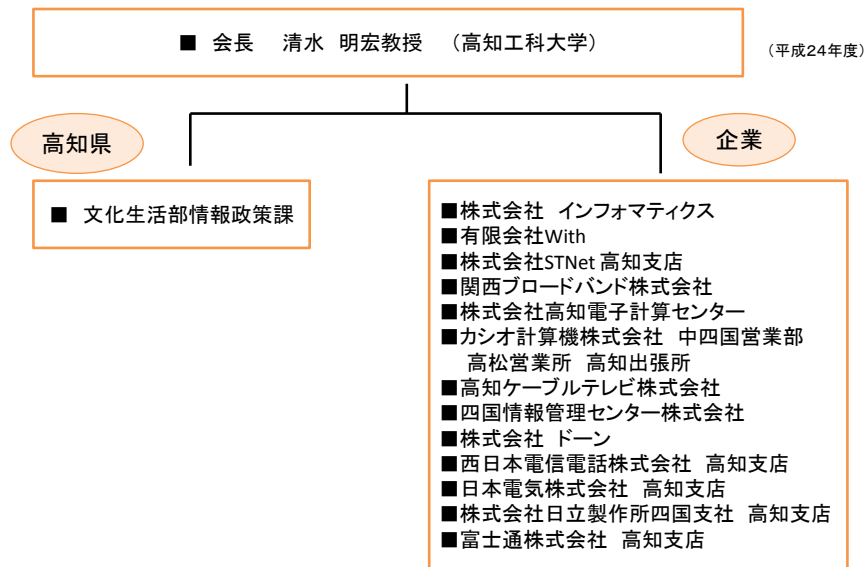
第3回地域情報化事業導入検討会

- ・ 日 時：平成 25 年 2 月 21 日（木）15:00～17:05
- ・ 場 所：高知会館 3F 平安の間
- ・ 出席者：高知工科大学、株式会社 S T N e t
 関西ブロードバンド株式会社、カシオ計算機株式会社
 高知ケーブルテレビ株式会社、西日本電信電話株式会社
 総務省四国総合通信局、高知県
- ・ 議 事
 - 1 第2回地域情報化事業導入検討会の議事録の報告
 - 2 地域情報化事業導入検討会のこれまでの取組みについて
 - 3 四国総合通信局からの説明
 - － 1 平成 25 年度総務省 I C T 関係重点政策
 - － 2 データセンター税制資料
 - － 3 セミナーご案内
 - － 4 情報通信月間
 - 4 平成 25 年度の国の関連機関の事業及び県の予算について
 - 5 平成 25 年度の県の情報システムの調達について
 - 6 会員企業からの企画提案
 - 7 地域情報化事業導入検討会の今後の活動について

第4回地域情報化事業導入検討会（メール会議）

- ・ 日 時：平成 25 年 3 月 19 日（火）
- ・ 議 事
 - 1 第3回地域情報化事業導入検討会 議事録の確認
 - 2 平成 24 年度「地域情報化事業導入検討会」活動成果報告書について

2 体制図



3 地域情報化事業導入検討会規約

(名称)

第1条 本会は、地域情報化事業導入検討会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、地域が抱える課題解決につながる情報システム基盤の導入に向け、大学や高知県、市町村、民間事業者が連携し、情報収集や企画提案等の自発的な活動を行うことによって、高知県における地域の情報化を推進することを目的とする。

(事業内容)

第3条 本会は、第2条に定める目的を達成するための情報収集、関係者間の調整及び協議検討等を行う。

(会員)

第4条 本会の目的に賛同し、積極的に事業に取り組む意識を有する行政機関、企業、個人等を会員とする。

(役員)

第5条 本会に次の役員をおく。

会長 1名

副会長 1名

2 会長は、会員の互選により選出する。

3 副会長は、会長が指名する。

4 役員の任期は、本会が解散されるまでの期間とする。

(役員の職務)

第6条 会長は、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたときはその職務を代行する。

(事務局)

第7条 本会の事務局は高知県文化生活部情報政策課に置く。

(会議)

第8条 本会の会議は、会長が招集する。

2 会議には必要に応じ、助言者の出席を求めることができる。

(設置期間等)

第9条 本会の設置期間は、平成25年3月31日までとする。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、会員の協議により決定する。

附則

この規約は、平成24年5月29日より施行する。